

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丁給厚発第155号
令和2年3月6日
警察庁長官官房給与厚生課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の徹底について(通達)

警察における新型コロナウイルス感染症への対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか)により指示しているところであるが、各所属においては、次の事項について改めて徹底し、所属職員の体調の管理が徹底されるよう特段の意を払われたい。

記

- 1 職員に対し、体調不良を感じる時には、出勤前に必ず自宅で検温を行い、記録するよう指示するとともに、必要に応じて勤務中でも検温をこまめに行わせるなどして、無理な出勤・勤務をさせないようにすること。
- 2 発熱等の症状が認められ休暇を取得した職員から、症状の改善を理由に出勤する旨の申告があった場合には、一旦解熱しても、その後微熱が継続することや再度発熱することがあることを踏まえ、休暇中の日々の検温結果を確認すること等により、勤務復帰の適否の判断を組織的に行うこと。職員の休暇中の体調の確認の結果、十分に体調が回復したと認められない間は、休暇取得を継続するよう促すこと。
- 3 体調不良を理由とした当直勤務の当務日直前の変更希望に対しても柔軟に対応するなど、体調不良の職員がその旨を所属に申告しやすい環境を整えること。